2024.4.1

日鉄テクノロジー株式会社　物品類売買約款

第1条(目的)
本約款は、お客様(以下、契約者という)からの発注により、日鉄テクノロジー株式会社(以下、当社という)が予備品、消耗品などの物品類(以下契約品という)を販売するために必要な、契約者と当社との間で締結される個別契約に共通に適用される基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(適用範囲)
契約者および当社は、次条に従い締結される個別契約に関して、契約者と当社との間で締結された個別契約に定めるほか、本約款に従って売買を遂行するものとします。
② 個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該個別契約の定めが優先されるものとします。

第3条(個別契約の成立)
本業務の契約品売買に関する個別契約は、次の各号の一に定める時点において成立するものとします。
(1)契約者からの当社所定の仕様書または契約者個別の仕様書に基づき、当社が見積書を契約者に交付し、契約者がこれを了承したとき。
(2)契約者からの注文書その他による申込みに対して、当社が販売を承諾したとき。

第4条(情報等の提供)
契約者は、業務遂行に必要かつ開示、提供可能と自ら判断する情報および試料、文書、写真、機材等を無償で当社に提供するものとします。
② 当社は、本業務終了後、速やかに返還を条件に提供を受けた試料、文書、写真、機材等を契約者に返還します。

第5条(支払い)
契約者の支払い条件は、別に定めのない限り、次の通りとします。
(1)支払期日:当月末締め翌月末現金支払とします。
(2)支払方法:当社の指定する銀行口座宛振込みとします。

第6条(所有権の移転)
契約品の所有権は、契約者が契約品の売買代金等その他売買契約に基づく一切の債務を支払ったときに、当社から契約者に移転するものとします。

第7条(納品書の提出)
当社は、納品業務の結果を納品書として委託者に提出いたします。
② 当社は、特に定めのない限り、納品書の写し及びその他業務に関する記録、資料を納品書提出後1年間保管します。

第8条(秘密保持)
当社は、本約款および個別契約の履行にあたり契約者から開示、提供を受けた情報、試料、文書、写真、機材等(以下、秘密情報という)について、契約者の書面による事前の同意がない限り、これを第三者に開示、漏洩しないものとします。但し、次の各号の一に該当するものについては、この限りではありません。
(1)契約者から開示を受けた時に既に公知であるものおよびその後当社の責によらずに公知となったもの。
(2)契約者から開示を受けた時に既に自ら保有していたことを立証できるもの。
(3)正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく正当に取得したもの。
(4)契約者から開示を受けた情報によることなく独自に取得したことが立証できるもの。
② 前項の規定にかかわらず、当社が本約款あるいは個別契約に係る業務の一部または全部を第三者に再委託する場合、当該委託業務に必要な範囲で、秘密情報を当該第三者に開示することができるものとします。但し、この場合、当社は、当該第三者に対して、前項に基づき自らが負うのと同等の義務を課すものとします。
③ 契約者は、当社との業務遂行上知り得た当社に関する営業上および技術上の情報について、当社の書面による事前の同意なしにこれを第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、1項但し書きに該当する情報は除きます。
④ 本条の規定は、個別契約の終了後、3年間有効とします。

第9条(反社会的勢力の排除)
契約者または当社が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、相手方との契約を即時解除できるものとします。
② 契約者または当社が前項の規定により、相手方との契約を解除した場合、相手方の損害を賠償する責任を一切負いません。

第10条(免責等)
契約者が本業務の結果を利用することにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
② いかなる場合においても、当社は、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については、損害賠償を負わないものとします。
③ 当社は、納入した契約品に品質不良、変質、数量の不足、その他の瑕疵があるときは、その補修、代替品の納入の責を負うものとします。ただし、契約者の責により生じた場合は、この限りではありません。本項の規定は、納品から1年間有効とします。

第11条(協議)
本約款および個別契約等に定めのない事項およびその解釈に疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議解決するものとします。
② 天災地変、戦争、その他当社の責に帰さない事由により、納入遅延または本業務契約の目的を達成することができなくなったときは、契約者と協議のうえ解決を図るものとします。

以上